

I モニタリング制度の基本的な考え方

1 制度の趣旨

県土利用のモニタリング制度は、平成30年7月に策定した「第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画」(以下「第5次計画」という。)において、第5次計画を踏まえた土地利用の動向を把握するため、関連指標を定期的・継続的に調査するものとして位置付けられています。

なお、モニタリング調査結果は、次期（第6次）計画の策定に当たり、第5次計画の事後評価を行う際の基礎情報として活用することとしています。

2 制度の内容

(1) モニタリング制度

ア 調査項目

- ① 第5次計画に定める「県土利用の基本方針」を踏まえ、「社会状況の変化」がわかる統計数値
- ② 「計画実現に向けた措置」に関する統計数値
- ③ ②に係る各種の「取組」に関する統計数値
- ④ ①～③の統計数値に関して、ゾーンごとの状況が把握できる指標のゾーン別内訳（第5次計画では県内を5ゾーンに区分）（※各ゾーンの対象市町村はP 4参照）

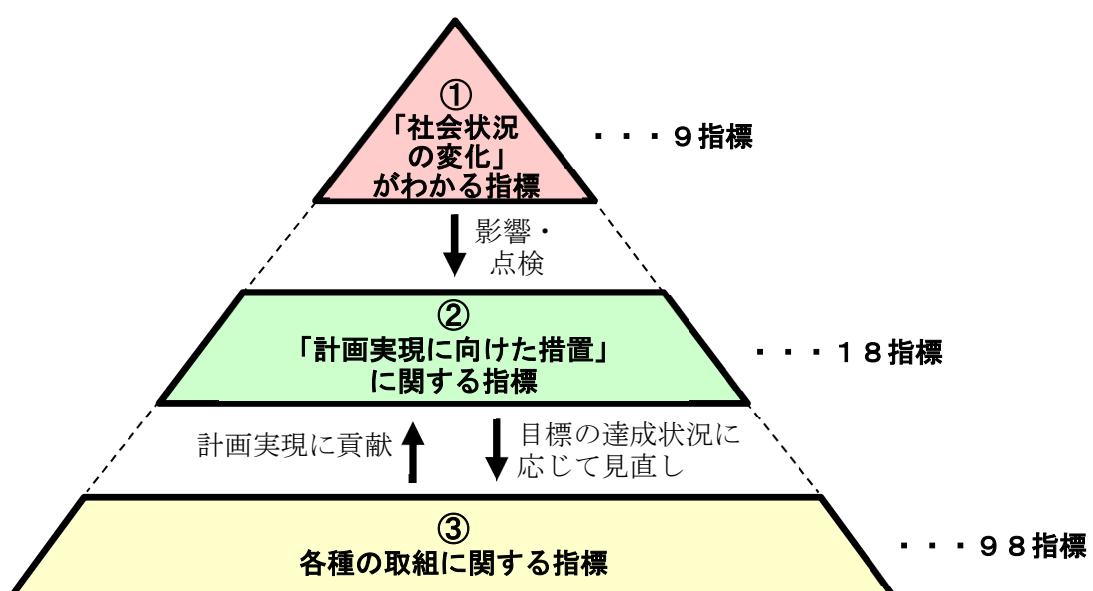


図-1 モニタリング指標の体系

表-1 モニタリング指標数

県土利用の基本方針	①「社会状況の変化」指標	②「計画実現に向けた措置」指標	③「各種取組」指標
1 人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用	2	9	36
2 県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生	2	6	32
3 災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築	2	3	20
4 多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い		3	10
小計	9	18	98
(注)「県土利用の基本方針4」における指標①と②は重複しているが、集計上は指標①に包含する。		合計	125

イ 調査頻度

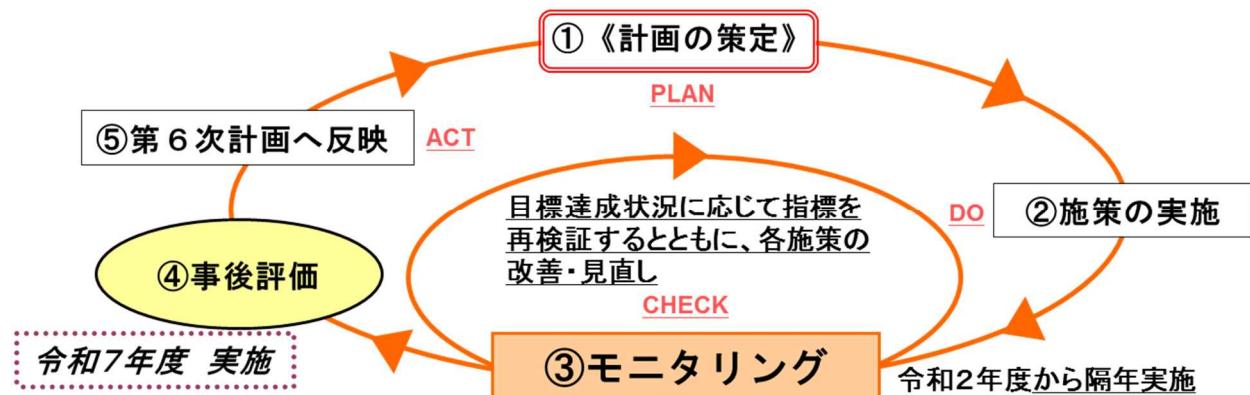
令和2年度から2年に1回実施(ただし、令和7年度は計画最終年度のため実施)

表－2 モニタリング調査スケジュール

年度	平成30年 計画策定 制度策定	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年 目標年次
策定後経過年数	0	1	2	3	4	5	6	7
モニタリング			○		○		○	○
計画評価								事後

(2) 計画評価制度

モニタリング結果をもとに国土利用計画の実施状況等を総合的に点検・評価します。評価は事後評価を実施し、次期（第6次）国土利用計画に反映させます。



図－2 P D C A サイクル

【参考】各ゾーンの対象市町村一覧

各ゾーンは以下の市町村を中心としています。

○東葛・湾岸ゾーン

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市及び浦安市

○空港ゾーン

成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町及び芝山町

○香取・東総ゾーン

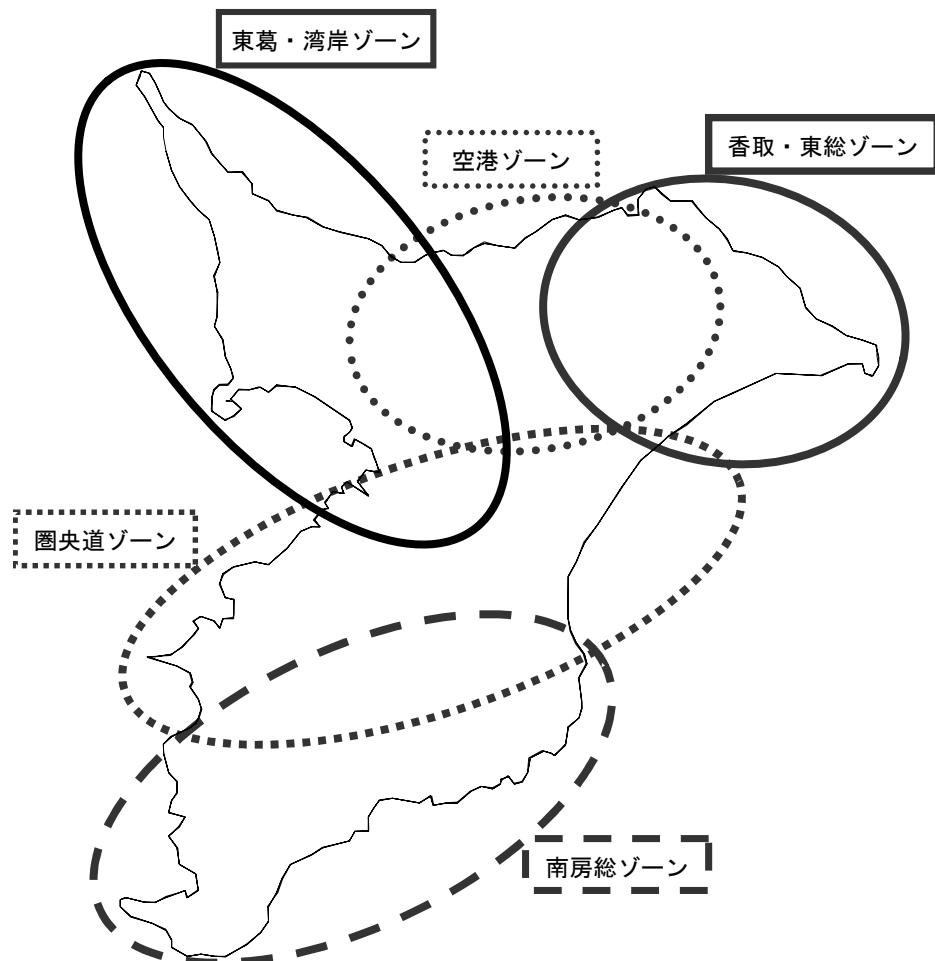
銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町及び東庄町

○圏央道ゾーン

木更津市、茂原市、東金市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町

○ 南房総ゾーン

館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町



図－3 各ゾーン位置図